

令和3年7月7日

青森県教育委員会第870回定例会

期 日 令和3年7月7日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(案)に
 について 1
- 職員の懲戒処分の状況について 2

3 閉 会

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案） について

資料1：青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）の概要

資料2：青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和3年7月（6月1日～6月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 特別支援学校 養護教諭（27歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
- ・ 令和3年3月17日（水）午前7時35分頃
 - ・ 上北郡東北町内の国道
 - ・ 自動車を運転中、センターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた自動車と接触したもの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和3年6月30日
- ⑤その他 平成30年4月14日及び同年9月9日に物損事故を起こしていることから量定を加重

参 考 資 料

第 8 7 0 回定例会（令和 3 年 7 月）

●その他

青森県立高等学校教育改革推進計画第 2 期実施計画（案）について

P 1 ～P 7

各地区の学校規模・配置等に関する考え方

高等学校教育改革推進計画基本方針
<計画的な学校規模・配置に当たっての観点>
<p>ア 高校教育を受ける機会の確保</p> <p>(ア) 各地区における中学生の進路の選択枝の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、6地区ごとに、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高校、選抜性の高い大学への進学に対応する高校、実践的な職業教育に対応する高校等、それぞれの役割を担う高校を配置し、中学生の進路志望に応じた高校の選択枝を確保します。 ○ 各地区の学科構成については、中学生のニーズ等を踏まえるとともに、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を十分考慮し、中学生がそれぞれの志に応じて学科等を選択できるよう整備します。 <p>(イ) 通学環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校卒業後のほぼ全ての者が高校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮します。 ○ 通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討します。 <p>イ 充実した教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒数が減少していく中であっても、各高校において生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。
<学校配置の方向性>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら統合等を含む計画的な学校配置を進めます。 ○ 生徒数が減少する中であっても、生徒にとって必要な学科の選択枝を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討します。 ○ 計画的な学校配置の検討に当たっては、公共交通機関の利便性等を考慮します。 ○ 重点校を各地区に配置するとともに、農業科、工業科及び商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。 ○ また、計画的な統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる高校の関係者等により組織する開設準備委員会を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討します。
<地域校の規模・配置に係る対応>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校規模の標準を満たさない高校のうち、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高校（以下「地域校」という。）については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

1 全日制課程

(1) 東青地区

東青地区の中学校卒業生数は、令和9年度までに276人の減少が見込まれることから、募集学級数を4学級減ずることとし、次のとおり計画的な学校規模・配置に取り組むこととします。

<重点校・拠点校>
○ 第1期実施計画に引き続き、青森高校を普通科等の重点校とし、青森工業高校を工業科の拠点校、青森商業高校を商業科の拠点校とします。
<学校規模・配置>
○ 地区の学校配置の状況、志願・入学状況や通学環境等を踏まえ、令和9年度に青森西高校、浪岡高校を統合し、教育環境の充実を図ります。また、統合後の学校は6学級規模とし、通学利便性等を考慮し、青森西高校の校舎を使用します。 ○ 地区の普通科等、職業教育を主とする専門学科、総合学科の選択肢を確保するとともに、中学校卒業予定者数、志願・入学状況等を考慮し、学校規模の標準を踏まえ、青森高校、青森東高校、青森工業高校をそれぞれ6学級規模、青森北高校、青森商業高校をそれぞれ5学級規模、青森南高校、青森中央高校をそれぞれ4学級規模として配置します。

(2) 西北地区

西北地区の中学校卒業生数は、令和9年度までに161人の減少が見込まれることから、募集学級数を2学級減ずることとし、次のとおり計画的な学校規模・配置に取り組むこととします。

<重点校・拠点校>
○ 第1期実施計画に引き続き、五所川原高校を普通科等の重点校とし、五所川原農林高校を農業科の拠点校とします。 なお、重点校の学校規模は6学級以上を標準としていますが、五所川原高校については、地区の実情を考慮し、5学級規模とします。 また、拠点校の学校規模は一つの専門学科で4学級以上を標準としていますが、五所川原農林高校については、地区の実情を考慮し、3学級規模とします。
<地域校>
○ 鱒ヶ沢高校については、募集停止することにより高校への通学が困難となる地域が生じることから、地域校として配置します。
<学校規模・配置>
○ 地区の普通科等、職業教育を主とする専門学科、総合学科の選択肢を確保するとともに、中学校卒業予定者数、志願・入学状況等を考慮し、学校規模の標準を踏まえ、五所川原高校、五所川原工科高校をそれぞれ5学級規模、木造高校、五所川原農林高校をそれぞれ3学級規模として配置します。

(3) 中南地区

中南地区の中学校卒業生数は、令和9年度までに177人の減少が見込まれることから、募集学級数を3学級減ずることとし、次のとおり計画的な学校規模・配置に取り組むこととします。

<重点校・拠点校>
○ 第1期実施計画に引き続き、弘前高校を普通科等の重点校とし、弘前工業高校を工業科の拠点校とします。
<学校規模・配置>
○ 地区の普通科等、職業教育を主とする専門学科の選択肢を確保するとともに、中学校卒業予定者数、志願・入学状況等を考慮し、学校規模の標準を踏まえ、弘前高校、弘前工業高校、弘前実業高校をそれぞれ6学級規模、弘前中央高校、弘前南高校、黒石高校をそれぞれ5学級規模、柏木農業高校を3学級規模として配置します。

(4) 上北地区

上北地区の中学校卒業生数は、令和9年度までに97人の減少が見込まれることから、募集学級数を2学級減ずることとし、次のとおり計画的な学校規模・配置に取り組むこととします。

<重点校・拠点校>
○ 第1期実施計画に引き続き、三本木高校を普通科等の重点校とし、三本木農業恵拓高校を農業科の拠点校とします。
<地域校>
○ 六ヶ所高校については、募集停止することにより高校への通学が困難となる地域が生じることから、第1期実施計画に引き続き地域校として配置します。
<学校規模・配置>
○ 地区の普通科等、職業教育を主とする専門学科、総合学科の選択肢を確保するとともに、中学校卒業予定者数、志願・入学状況等を考慮し、学校規模の標準を踏まえ、三本木高校、三本木農業恵拓高校をそれぞれ6学級規模、三沢高校を5学級規模、十和田工業高校を4学級規模、七戸高校、百石高校、三沢商業高校をそれぞれ3学級規模として配置します。
○ 2学級規模の野辺地高校については、通学環境や近隣の高校の配置状況等を踏まえ、1学級規模として配置します。

(5) 下北地区

下北地区の中学校卒業生数は、令和9年度までに114人の減少が見込まれることから、募集学級数を2学級減ずることとし、次のとおり計画的な学校規模・配置に取り組むこととします。

<重点校・拠点校>
○ 第1期実施計画に引き続き、田名部高校を普通科等の重点校とします。 なお、重点校の学校規模は6学級以上を標準としていますが、田名部高校については、地区の実情を考慮し、5学級規模とします。
<地域校>
○ 大間高校については、募集停止することにより高校への通学が困難となる地域が生じることから、第1期実施計画に引き続き地域校として配置します。
<学校規模・配置>
○ 地区の学校配置の状況や、志願・入学状況、通学環境等を踏まえ、令和9年度に大湊高校、むつ工業高校を統合し、教育環境の充実を図るとともに、総合学科及び工業科の選択肢を確保します。また、統合後の学校は5学級規模とし、通学利便性等を考慮し、むつ工業高校の校舎を使用します。

(6) 三八地区

三八地区の中学校卒業生数は、令和9年度までに156人の減少が見込まれることから、募集学級数を2学級減ずることとし、次のとおり計画的な学校規模・配置に取り組むこととします。

<重点校・拠点校>
○ 第1期実施計画に引き続き、八戸高校を普通科等の重点校とし、八戸工業高校を工業科の拠点校とします。
<地域校>
○ 三戸高校については、募集停止することにより高校への通学が困難となる地域が生じることから、地域校として配置します。
<学校規模・配置>
○ 地区の普通科等、職業教育を主とする専門学科の選択肢を確保するとともに、中学校卒業予定者数、志願・入学状況等を考慮し、学校規模の標準を踏まえ、八戸高校、八戸西高校、八戸工業高校をそれぞれ6学級規模、八戸東高校、八戸北高校をそれぞれ5学級規模、八戸水産高校、八戸商業高校をそれぞれ3学級規模として配置します。
○ 2学級規模の名久井農業高校については、学科の選択肢を確保するとともに、近隣の高校の配置状況等を踏まえ、引き続き2学級規模として配置します。

2 定時制課程及び通信制課程

定時制課程・通信制課程を希望する生徒の高校教育を受ける機会を確保するため、引き続き、定時制課程は県内6地区、通信制課程は県内3地区に配置します。

青森県立高等学校における全国からの生徒募集の導入について

1 趣旨

県外から目標を持った生徒を受け入れることにより、近年、入学者数が募集人員に満たない高等学校の活性化を進めるため、高等学校が所在する市町村の意向等を踏まえながら、全国からの生徒募集を導入する。

2 導入校

導入校の決定に当たっては、本県中学生の入試環境に配慮するため、候補校を次のとおりとした上で、各校の魅力化や県外生徒の生活環境に関する市町村等の支援内容等を考慮する。

■ 導入校の決定方法

以下のいずれかに該当する高等学校（候補校）のうち、高等学校が所在する市町村から市町村等による支援を前提とした申し出があった高等学校について、県教育委員会が市町村と協議した上で導入校とする。

- ① 第2期実施計画において地域校とする高等学校
鱒ヶ沢高等学校、六ヶ所高等学校、大間高等学校、三戸高等学校
- ② 過去5年間の定員充足率の平均（過去5年間に学級減や学科改編等があった場合はその時点からの平均）が90%以下の高等学校（第2期実施計画期間中における統合対象校を除く）
柏木農業高等学校、野辺地高等学校、七戸高等学校、名久井農業高等学校

3 導入期間

令和5年度入学者選抜からの導入（令和5年4月からの県外生徒の受入れ）を基本とするが、県外生徒の生活環境の確保等の準備期間を要する候補校については、令和6年度入学者選抜から導入する。

なお、導入期間については、令和9年度（第2期実施計画最終年度）までとし、令和10年度以降の継続については、県教育委員会と導入校が所在する市町村が協議の上、対応する。

4 県外志願者の募集人員

志願者数の合計が募集人員を超えた場合は、原則として次のように制限する。また、県外志願者の募集人員については、志願状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

なお、保護者の転勤・転居等により志願者が保護者とともに青森県内に居住することが確実な場合や県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定による出願については、県内志願者と同一に取り扱うものとする。

■ 県外志願者の募集人員

- ① 県内志願者の割合が定員の90%以上の場合、県外志願者の合格者の割合を定員の10%以内とする。
例) 県内志願者36人、県外志願者14人の場合、県外志願者の合格者は最大4人となる。
- ② 県内志願者の割合が定員の90%未満の場合、県内志願者の不合格者数の割合を定員の10%以内とし、定員から県内志願者の合格者を差し引いた数を県外志願者の合格者の定員とする。
例) 県内志願者30人、県外志願者20人の場合
県内志願者の不合格者は4人以内となり、県内志願者の合格者は26～30人、
県外志願者の合格者は10～14人となる。
- ③ 市町村等による支援計画（以下、「支援計画」という。）において、下宿等の生活環境の確保が可能な人数が上記①②による定員よりも少ない場合は、その状況を勘案して定員を定める。
- ※ 定員40人の場合として例示

5 導入校所在市町村等との連携

全国からの生徒募集の導入に当たっては、県教育委員会と市町村等が連携し、導入校の魅力化及び県外生徒の生活環境の確保に取り組んでいくことが重要となるため、当該候補校が所在する市町村において、支援計画を作成し、県教育委員会へ申し出ることとする。

■ 支援計画の概要

- 高等学校と市町村等との連携体制
- 高等学校の魅力づくりのための支援内容
- 県外生徒の生活環境（下宿や食事の提供、生徒の世話等）の確保
- その他、県外生徒を受入れるため必要となる支援

6 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和3年10月	第2期実施計画決定（全国からの生徒募集の導入を決定）
～令和4年5月	市町村からの申し出に基づき、県教育委員会と協議の上、導入校を決定
令和4年8月 (令和5年8月)	令和5年度入学者選抜要項策定 (令和6年度入学者選抜要項策定)
令和5年3月 (令和6年3月)	令和5年度入学者選抜 (令和6年度入学者選抜)
令和5年4月～ (令和6年4月～)	県外生徒の受入れ開始

第2期実施計画（案）に関する地区懇談会の開催について

1 目的

第2期実施計画（案）の内容について、広く県民に対し説明するとともに意見を伺い、第2期実施計画策定の参考にするため、県内6地区8会場で地区懇談会を開催する。

2 開催日程及び開催場所

地区	日 程	場 所
三八	7月14日(水)	八戸プラザホテル 2階 プラザホール (定員100名)
上北	7月16日(金)	サン・ロイヤルとわだ 2階 雲龍の間 (定員100名)
東青	7月19日(月)	ウェディングプラザアラスカ 4階 ダイヤモンド (定員100名)
下北	7月21日(水)	むつグランドホテル 1階 鳳凰の間 (定員100名)
中南	7月26日(月)	弘前パークホテル 4階 ラ・メェラ (定員100名)
西北	7月28日(水)	プラザマリュウ五所川原 1階 アリシア (定員100名)
東青	7月30日(金)	浪岡中央公民館 1階 大ホール (定員100名)
下北	8月2日(月)	プラザホテルむつ 1階 プラザホール (定員100名)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、延期または中止とする場合がある。

※地区懇談会と併せて、令和3年7月8日(木)から8月16日(月)までパブリック・コメントを実施する。